

# 千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の改正（案）（概要）

## 【経過】

- 平成20年2月 食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会議で、「事業者が把握した情報の行政への報告のルール確立」が決定
- 平成20年4月 厚生労働省が「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」を改正

## 【改正内容】

- 1 施行日時  
平成21年1月1日
- 2 適用範囲  
すべての事業者
- 3 改正内容
  - (1) 消費者に食品等の安全情報の提供に努めること **適用範囲の拡大**
  - (2) 以下の情報を得たら保健所へ速やかに報告をすること **新規追加**

「製造品」「加工品」「輸入品」の消費者からの健康被害に関する情報  
食品衛生法に違反した食品等に関する情報

